

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年11月28日)

〔件 名〕

- 1 鳥取県中部地震に係る対応状況等について  
(環境立県推進課)・・・別冊
- 2 平成28年度 第2回 湖山池会議の開催概要について  
(水・大気環境課)・・・1
- 3 鳥取市における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応状況について  
(緑豊かな自然課)・・・別冊
- 4 「全国ロングトレイルフォーラムin山陰海岸」の開催について  
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・2
- 5 「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」の策定について  
(くらしの安心推進課)・・・4
- 6 特殊詐欺被害ゼロ作戦の実施状況について  
(消費生活センター)・・・17
- 7 鳥取県消費生活相談業務委託に係る指定基準について  
(消費生活センター)・・・18
- 8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(水・大気環境課)・・・21

## 生活環境部

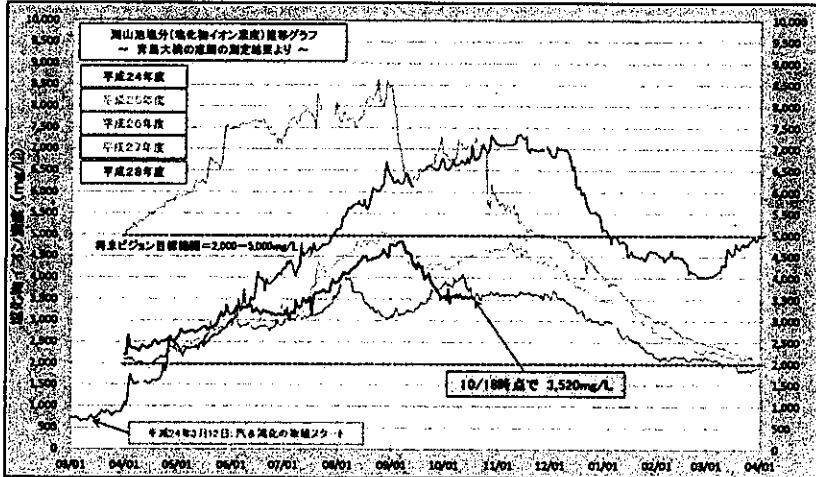


# 平成28年度 第2回 湖山池会議の開催概要について

平成28年11月28日  
水・大気環境課  
河川課  
水産振興局水産課

10月20日(木)に平成28年度2回目の湖山池会議を開催したので、その概要を報告する。  
(出席者: 県 野川統轄監ほか関係部長、市 羽場副市長ほか関係部長)

## 1 平成28年度上半期の水質状況報告



- 7月から8月中旬にかけて、例年に比べ降水量が少なかったが、溶存酸素の確保に最大限配慮したきめ細やかな水門操作を実施し、塩分濃度の上昇は昨年と比較して緩やかとなった。
- 9月には平年の2倍以上の降水量があり、塩分濃度は下降に転じた。  
→将来ビジョンに定める 2,000~5,000mg/L の範囲で推移した。

■過去の降水量データ(mm) @湖山観測所

	H25年	H26年	H27年	H28年	平年値
04月	73	65	151	113	80
05月	31	81	73	71	107
06月	104	116	132	135	131
07月	75	85	102	69	192
08月	302	347	123	126	108
09月	325	86	171	330	144
10月	301	216	34	57	136
11月	137	113	147		137
12月	207	123	197		186

## 2 水産業振興についての報告

### (1) シジミ漁獲量の減少について

- 平成27年にシジミの推定資源量の半分以上を漁獲したこともあり、平成28年の春から夏にかけての漁獲量は前年同期比でおよそ2~3割にとどまった。平成25年の塩分濃度の異常な上昇や、コイによる食害等のため、同年に生まれた稚貝の生き残りが少ないこと及び取りすぎが主な原因と考えられる。
- 平成28年の推定資源量は、昨年に比べ、重量比で2割程度減少しているが、個体数は4倍近くに増加している。適切な資源管理を行えば平成29年以降には漁獲量の回復が見込まれる。

### (2) シジミ漁業の振興策について

- 天然採苗稚貝の放流事業を実施中(池内を浮遊するシジミの幼生を採苗器で採取し、生育に適した水域に放流することでシジミの増殖を図る。)

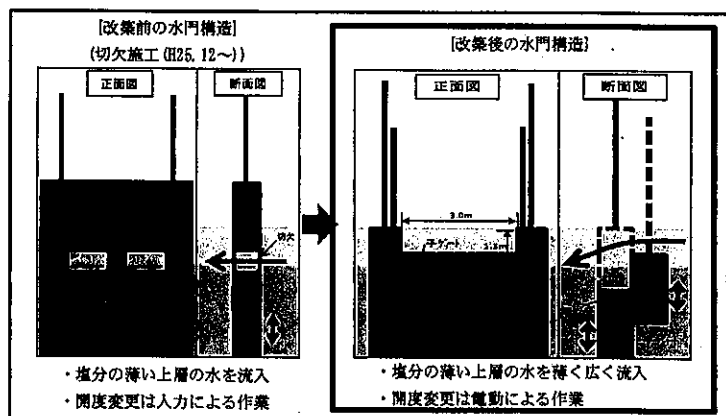
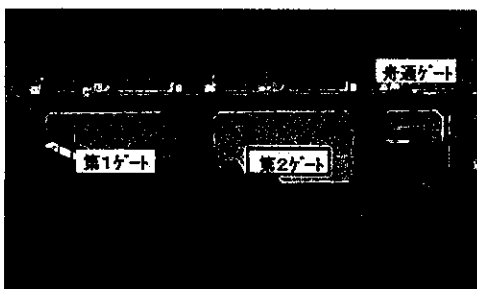
### (3) 覆砂効果の調査

- 水産資源増殖のため、覆砂をした区域(覆砂区)と覆砂をしていない区域(非覆砂区)で、シジミの生育状況及び底質改善効果を検証し、比較したところ、覆砂区は非覆砂区に比べてシジミの生息密度が高かった。また、底質環境も覆砂により改善傾向がみられた。

## 3 湖山水門の改築についての報告

- 塩分濃度が低く、溶存酸素が多い表層部分を薄く広く流入できるオーバーフロー構造で改築することにより、塩分上昇の抑制と溶存酸素の確保の面で改善効果が見込まれる。
- 開度変更の操作が電動で行えることから、より迅速な水門操作が可能となる。
- 水門部分改築工事期間中は、第2ゲートに切欠を施し、現行と同様にきめ細やかな操作を行いながら平成29年5月の工事完了を目指す。

[現在の湖山水門状況写真]



## 「全国ロングトレイルフォーラム in 山陰海岸」の開催について

平成28年11月28日  
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館  
観 光 戦 略 課

山陰海岸ジオパークの魅力を広く国内外へ情報発信することを目的に、著名なロングトレイルの専門家等によるトークセッションや山陰海岸ジオパークトレイル体験ツアーを内容とする『全国ロングトレイルフォーラム in 山陰海岸』を開催するので、その概要について報告する。

### 1 開催日時・場所

12月3日(土) トークセッション等 13:30~17:00 鳥取市民会館  
12月4日(日) 山陰海岸ジオパークトレイル体験ツアー 7:50~ 鳥取市・岩美町内

### 2 主催等

主催：山陰海岸ジオパークトレイル協議会 共催：NPO法人日本ロングトレイル協会  
協力：小学館BE-PAL編集部

### 3 内容

#### (1) トークセッション等

ア 報告 中村達氏(日本ロングトレイル協会代表理事)  
「広がるロングトレイル」

#### イ トークセッション1

出演：シェルパ斉藤氏(バックパッカー)、九里徳泰氏(冒険家、相模女子大学教授)  
(概要) 日本各地のロングトレイルを歩いた経験から、その魅力や環境教育におけるトレイルハイクが果たす役割について語る。

#### ウ トークセッション2

出演：福島和可菜氏(アウトドア派タレント)、加賀谷はつみ氏(シンガーソングライター)  
(概要) 女性ハイカーの目線で見たトレイルハイクの楽しさと山陰海岸ジオパークトレイルの魅力を語る。

#### エ トークセッション3

出演：レイ・ジャーディン氏(ウルトラライトハイク<sup>\*1</sup>の創始者)、土屋智哉氏(ウルトラライトハイクショップ「ハイカーズデポ」オーナー)  
(概要) アメリカのロングトレイル事情に精通したスペシャリストがその現状とトレイルハイクの楽しみ方、及びその目で見た山陰海岸ジオパークトレイルの可能性について語る。

トークセッションコーディネーター：大澤竜二氏(小学館BE-PAL編集長)

(※1 ウルトラライトハイク：軽装備により身体への負担を軽減し、快適に歩くこと。)

#### (2) 山陰海岸ジオパークトレイル体験ツアー(4コース×30名)

ア 海岸コース(田後港 → 網代漁港) 3.6 km  
イ ジオ満喫コース(田後港 → 鳥取砂丘西側休憩舎) 15 km  
ウ 砂丘横断コース(岩戸漁港 → 鳥取砂丘西側休憩舎) 7.1 km  
エ 歴史・里山コース(鳥取城跡 → 摩尼寺) 7.6 km

※トークセッション出演者も参加。



なお、フォーラム開催の気運醸成を図るため、若桜街道に旗を掲げている。

【旗】

### 【参考】

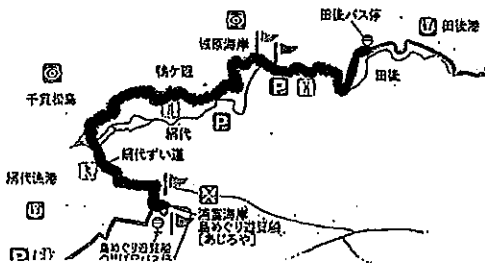
○ロングトレイルとは、登山道、自然歩道など、「自然に親しみながら歩く」ことを楽しむことができる距離の長い道。自然に親しみたいといった志向や健康志向が高まる中、国内の多くの地域で取組が進められている。

○山陰海岸ジオパークトレイル協議会の構成団体

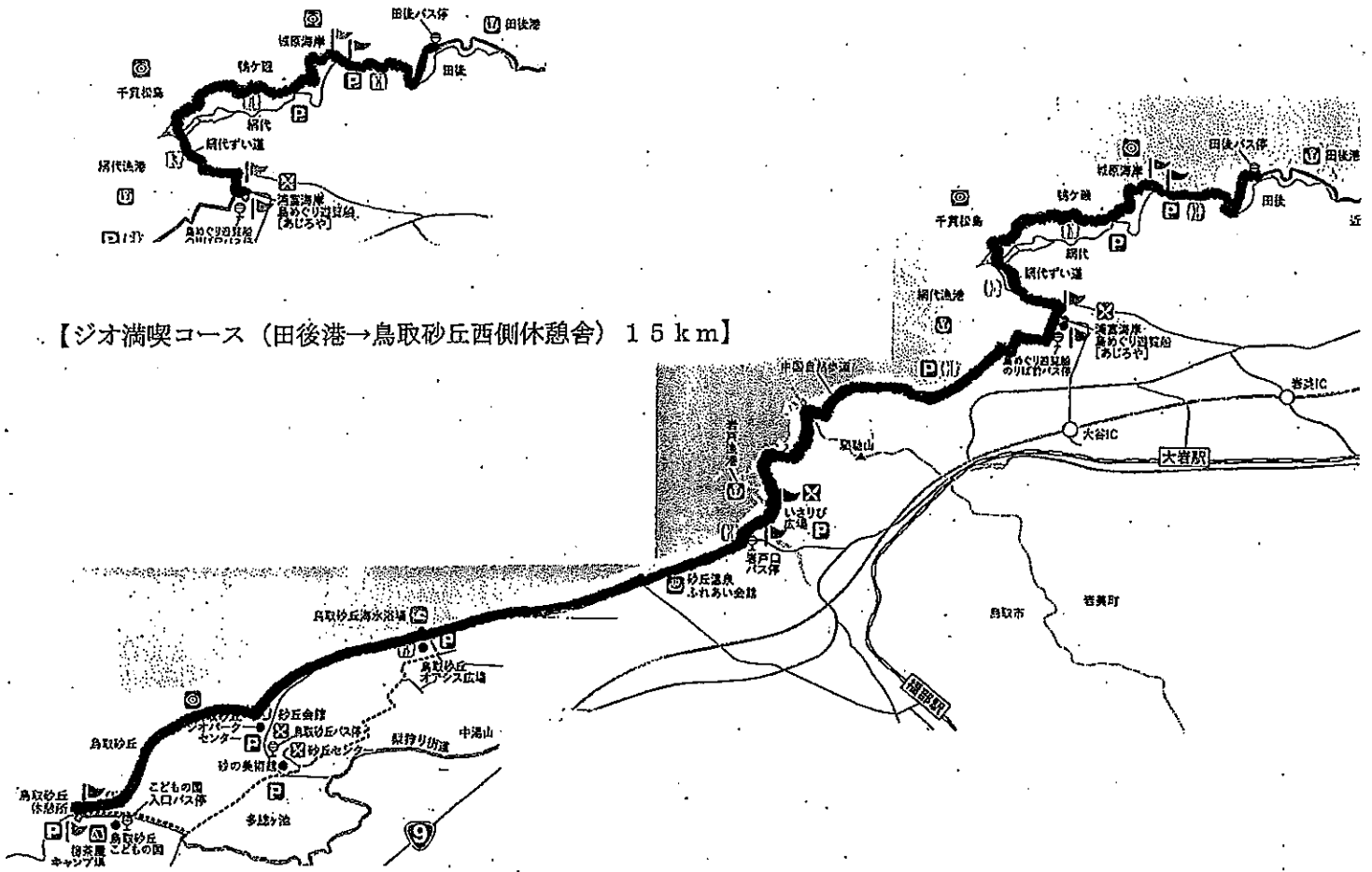
鳥取市観光コンベンション協会(事務局)、岩美町観光協会、鳥取県自然体験塾、鳥取県観光連盟、鳥取商工会議所、岩美町商工会、鳥取県ジオガイド交流会、自然公園財団、鳥取県政ジオバイザリースタッフ、環境省浦富自然保護官事務所、鳥取県、鳥取市、岩美町、新温泉町、山陰海岸ジオパーク推進協議会

山陰海岸ジオパークトレイル体験ツアーコース図

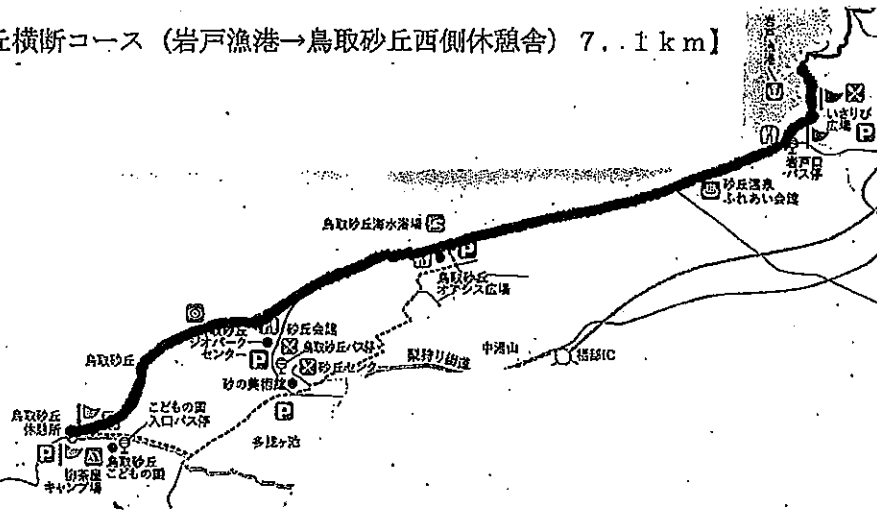
【海岸コース (田後港→網代漁港) 3.6 km】



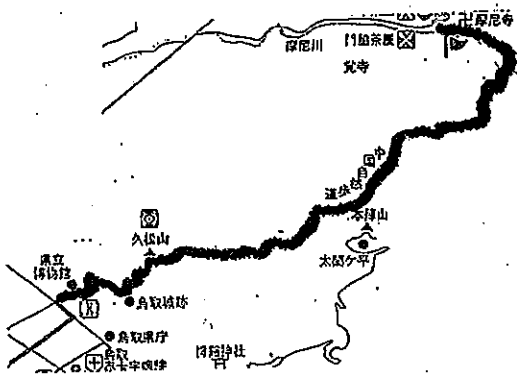
【ジオ満喫コース (田後港→鳥取砂丘西側休憩舎) 15 km】



【砂丘横断コース (岩戸漁港→鳥取砂丘西側休憩舎) 7.1 km】



【歴史・里山コース (鳥取城跡→摩尼寺) 7.6 km】



## 「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」の策定について

平成28年11月28日  
くらしの安心推進課

犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）第22条第2項の規定に基づき、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の答申を受け「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」（以下「指針」という。）を策定した。

### 1 9月定例会における附帯意見への対応

附帯意見	対応
1 防犯カメラ設置者等には個人も含まれることをより明確にするため、防犯カメラを設置する個人も対象であることを指針に明記するよう検討すること。	指針に、「防犯カメラ設置者等」には、「個人」も含まれることを明記した。
2 情報漏えい防止など防犯カメラの安全な利用のために必要な措置について、防犯カメラ設置者等に説明することを防犯カメラ設置工事業者及び販売業者に求めることとし、指針に明記するよう検討すること。	指針に、防犯カメラを販売又は設置工事を行う者は、防犯カメラ設置者等に対し、コンピューターウイルス対策等の措置に関する説明を行うなど、セキュリティ対策等に関する協力事項を明記した。

### 2 指針の概要

#### (1) 目的

指針は、条例第22条第1項に規定する防犯カメラ設置者等及びその他設置に関わる者に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ることで、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

#### (2) 基本的な考え方

指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシー保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの規制を課すものではない。

#### (3) 対象となる防犯カメラ

「犯罪防止」を設置目的とし、画像等を記録用媒体に保存する機能を備え、不特定多数の者が出入りする場所に設置されたカメラ

〔設置場所の例〕公園、広場、商店街、繁華街、駅、空港ターミナル、公共交通機関の車内、金融機関など

#### (4) 防犯カメラの設置・運用に関する事項

防犯カメラ設置者等の定義、設置目的の明確化、防犯カメラを設置していることの表示、管理責任者等の指定、防犯カメラ設置者等の責務、画像の適正管理、画像の利用・閲覧等の制限、秘密の保持、個人情報保護法等の遵守、問い合わせ・苦情等への対応、業務の委託、保守点検、セキュリティ対策等に関する説明など

#### (5) 施行日

平成28年11月10日

### 3 指針の周知・啓発

- ・県内の国出先機関、県、市町村、商工団体、金融機関、大規模小売業者、コンビニエンスストア、公共交通機関、映画館、病院などを運営する者等に対し、指針策定について通知し、防犯カメラの適正な設置・運用について周知を図った。
- ・今後は、指針策定と防犯カメラの適正な設置・運用を啓発するチラシを商工関係団体、遊技業団体、電気工事業団体等を通じて配布するとともに、新聞や、HP等県の各種広報媒体を活用した周知啓発を図ることとしている。

防犯カメラの設置及び運用に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、犯罪が防止され、県民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指して、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号。以下「条例」という。）第22条第2項の規定に基づき、回条第1項に定める防犯カメラ設置者等及びその他設置に関わる者に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ること、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 人には、自分の容貌、姿態をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮が必要である。  
また、画像は、特定の個人を識別できる場合（他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる場合を含む。）には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）（以下「個人情報保護法等」という。）に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき取り扱うことが必要である。
- (2) この指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシーの保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの規制を課すものではない。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- (4) この指針の対象となるのは、今後、設置しようとする時だけでなく、既に設置済みの場合も含め、この指針に沿って、プライバシーなどに十分配慮しながら、防犯カメラの適正な設置・運用に努めるものとする。

3 対象となる防犯カメラ

設置主体にかかわらず、次のすべての要件を満たすカメラとする。

(1) 設置目的

「犯罪の防止」を目的とするカメラ

※利用者の安全確保、事故防止など複数の設置目的をもつカメラであっても、設置目的に「犯罪の防止」が含まれるカメラは、この指針の対象とする。

(2) 設置場所

不特定多数の者が出入りする場所などに設置されたカメラ

(例示)

- ア 公園、広場、道路、駐車場、駐輪場
- イ 商店街、繁華街
- ウ 空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
- エ 列車、バス、タクシー、旅客船等公共交通機関の車（船）内
- オ 官公庁、金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設
- カ 劇場・映画館、スポーツ・レジャー施設
- キ ホテル・旅館
- ク 共同住宅の共用部分等不特定多数の人が出入り可能な場所
- ケ 病院 など

(3) 装置

画像を記録媒体に保存する機能を備えたカメラ

※画像を記録媒体に保存する機能を備えていないカメラは、画像の漏えいや目的外の利用の恐れがないことから、この指針の対象にはならないが、不特定多数の者を撮影している場合は、プライバシーの保護に配慮してこの指針に準じた運用を行うよう努めるものとする。

防犯カメラの設置及び運用に関する指針（案）

第1 通則

1 目的

この指針は、犯罪が防止され、県民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指して、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第22条第2項の規定に基づき、防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ること、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 人には、自分の容貌、姿態をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮が必要である。  
また、画像は、特定の個人を識別できる場合（他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる場合を含む。）には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）（以下「個人情報保護法等」という。）に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき取り扱うことが必要である。
- (2) この指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシーの保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの規制を課すものではない。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- (4) この指針の対象となるのは、今後、設置しようとする時だけでなく、既に設置済みの場合も含め、この指針に沿って、プライバシーなどに十分配慮しながら、防犯カメラの適正な設置・運用に努めるものとする。

3 対象となる防犯カメラ

設置主体にかかわらず、次のすべての要件を満たすカメラとする。

(1) 設置目的

「犯罪の防止」を目的とするカメラ

※利用者の安全確保、事故防止など複数の設置目的をもつカメラであっても、設置目的に「犯罪の防止」が含まれるカメラは、この指針の対象とする。

(2) 設置場所

不特定多数の者が出入りする場所などに設置されたカメラ

(例示)

- ア 公園、広場、道路、駐車場、駐輪場
- イ 商店街、繁華街
- ウ 空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
- エ 列車、バス、タクシー、旅客船等公共交通機関の車（船）内
- オ 官公庁、金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設
- カ 劇場・映画館、スポーツ・レジャー施設
- キ ホテル・旅館
- ク 共同住宅の共用部分等不特定多数の人が出入り可能な場所
- ケ 病院 など

(3) 装置

画像を記録媒体に保存する機能を備えたカメラ

※画像を記録媒体に保存する機能を備えていないカメラは、画像の漏えいや目的外の利用の恐れがないことから、この指針の対象にはならないが、不特定多数の者を撮影している場合は、プライバシーの保護に配慮してこの指針に準じた運用を行うよう努めるものとする。

## 第2 防犯カメラの設置及び運用に関する事項

### 1 防犯カメラ設置者等

防犯カメラ設置者等には、事業者、個人及び刑罰団体を含むものとする。

### 2 設置目的の明確化

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととする。

### 3 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲

防犯カメラ設置者等は、不必要な撮影を防ぐため、設置場所、撮影方向及び方法、設置台数を定め、撮影範囲を必要最小限にすることとして、住宅内部などの私的空間を撮影しないものとする。

※画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこでも防犯カメラを設置してよいというものではない。

### 4 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラ設置者等は建物や施設の入入り口など設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラ設置者等の名称や防犯カメラを設置していることを表示することとする。ただし、施設内等で防犯カメラ設置者等が明らかなる場合は、防犯カメラ設置者等の名称等を省略することができるものとする。

※防犯カメラ設置の表示は、犯罪の防止効果を高めるとともに、プライバシーの保護に不安を感じる方、防犯カメラに写りたくない方に配慮するため行うものである。表示は個々のカメラ毎に設置表示を求めているものではない。

### 5 管理責任者及び操作取扱者の指定

(1) 防犯カメラ設置者等は、適切な画像の取扱い、情報漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定することとする。

(2) 管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、機器の操作等を行わせることとし、指定された操作取扱者以外の操作を行わせないこととする。

### 6 防犯カメラ設置・管理責任者等の責務

防犯カメラ設置者等、管理責任者及び操作取扱者（以下「防犯カメラ設置・管理責任者等」という。）には、プライバシーに十分配慮した取扱いをすため、次のような責務がある。

- (1) 画像を適正に保存し、管理すること。
- (2) 知り得た情報を漏えいし、又は不当な使用をしないこと。（防犯カメラ設置・管理責任者等でなくなった後においても同様。）
- (3) 防犯カメラ設置・管理責任者等以外の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。
- (4) その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

### 7 画像の適正な管理

防犯カメラ設置・管理責任者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとする。

※記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像のコピーや持ち出しが容易になってきていることから、安全管理対策が重要となっている。

- (1) 画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (2) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立入禁止や施錠など施設の状態に応じて情報漏えい防止措置を講じること。
- (3) 画像が記録された記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置を講じること。
- (4) 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。  
※プライバシーの保護や安全管理のため、画像の保管はできるだけ短期間とし、原則として「1カ月以内」とする。

## 第2 防犯カメラの設置及び運用に関する事項

### 1 設置目的の明確化

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととする。

### 2 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲

防犯カメラ設置者等は、不必要な撮影を防ぐため、設置場所、撮影方向及び方法、設置台数を定め、撮影範囲を必要最小限にすることとして、住宅内部などの私的空間を撮影しないものとする。

※画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこでも防犯カメラを設置してよいというものではない。

### 3 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラ設置者等は建物や施設の入入り口など設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラ設置者等の名称や防犯カメラを設置していることを表示することとする。ただし、施設内等で防犯カメラ設置者等が明らかなる場合は、防犯カメラ設置者等の名称等を省略することができるものとする。

※防犯カメラ設置の表示は、犯罪の防止効果を高めるとともに、プライバシーの保護に不安を感じる方、防犯カメラに写りたくない方に配慮するため行うものである。表示は個々のカメラ毎に設置表示を求めているものではない。

### 4 管理責任者及び操作取扱者の指定

(1) 防犯カメラ設置者等は、適切な画像の取扱い、情報漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定することとする。

(2) 管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、機器の操作等を行わせることとし、指定された操作取扱者以外の操作を行わせないこととする。

### 5 防犯カメラ設置・管理責任者等の責務

防犯カメラ設置者等、管理責任者及び操作取扱者（以下「防犯カメラ設置・管理責任者等」という。）には、プライバシーに十分配慮した取扱いをすため、次のような責務がある。

- (1) 画像を適正に保存し、管理すること。
- (2) 知り得た情報を漏えいし、又は不当な使用をしないこと。（防犯カメラ設置・管理責任者等でなくなった後においても同様。）
- (3) 防犯カメラ設置・管理責任者等以外の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。
- (4) その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

### 6 画像の適正な管理

防犯カメラ設置・管理責任者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとする。

※記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像のコピーや持ち出しが容易になってきていることから、安全管理対策が重要となっている。

- (1) 画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (2) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立入禁止や施錠など施設の状態に応じて情報漏えい防止措置を講じること。
- (3) 画像が記録された記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置を講じること。
- (4) 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。  
※プライバシーの保護や安全管理のため、画像の保管はできるだけ短期間とし、原則として「1カ月以内」とする。



- (5) 保管期間が終了した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、記録された記録媒体を廃棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にすること。
- (6) パソコンで画像を取り取り扱う場合は、パソコンのコンピュータウイルス対策等の措置を十分に講じること。
- (7) 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど、外部へ情報が漏えいすることのないよう防止措置を講じること。

### 8 画像の利用及び閲覧等の制限

防犯カメラ設置・管理責任者等は、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）を行わないこととする。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合
  - (3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合
- ※画像を閲覧等する場合は、閲覧等の必要性を十分に検討する必要がある。その際、閲覧等の相手方から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行うこととする。また、画像を閲覧等したときは、閲覧等日時、閲覧等の相手方、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を記録しておくこととする。

### 9 秘密の保持

- (1) 防犯カメラ設置・管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。
- (2) 防犯カメラ設置・管理責任者等は、7により画像を閲覧等した相手方に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。

### 10 個人情報保護法等の遵守

画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報保護法等に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき、適正に取り扱うことが必要である。

### 11 問い合わせ及び苦情等への対応

防犯カメラ設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する問い合わせや苦情には、誠実かつ迅速な対応に努めるものとする。

### 12 業務の委託

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、第3で定める管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置・運用を徹底するものとする。

### 13 保守点検

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うこととする。

### 14 セキュリティ対策等に関する説明

防犯カメラを販売又は設置工事を行う者は、防犯カメラ設置者等に対し次の事項に関する説明を行うなど、セキュリティ対策等について協力するものとする。

- (1) パソコンで画像を取り取り扱う場合、パソコンのコンピュータウイルス対策等の措置
- (2) 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなどの外部への情報漏えい防止対策等の措置
- (3) その他画像の適正な取扱いに関する措置

### 第3 防犯カメラ管理・運用規程の策定

防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている場合は、管理・運用を適切に行うため、この指針や管理・運用規程の参考例をもとに、利用目的や利用形態に合わせて「防犯カメラ管理・運用規程」を定めるよう、努める

- (5) 保管期間が終了した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、記録された記録媒体を廃棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にすること。
- (6) パソコンで画像を取り取り扱う場合は、パソコンのコンピュータウイルス対策等の措置を十分に講じること。
- (7) 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど、外部へ情報が漏えいすることのないよう防止措置を講じること。

### 7 画像の利用及び閲覧等の制限

防犯カメラ設置・管理責任者等は、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）を行わないこととする。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合
  - (3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合
- ※画像を閲覧等する場合は、閲覧等の必要性を十分に検討する必要がある。その際、閲覧等の相手方から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行うこととする。また、画像を閲覧等したときは、閲覧等日時、閲覧等の相手方、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を記録しておくこととする。

### 8 秘密の保持

- (1) 防犯カメラ設置・管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。
- (2) 防犯カメラ設置・管理責任者等は、7により画像を閲覧等した相手方に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。

### 9 個人情報保護法等の遵守

画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報保護法等に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき、適正に取り扱うことが必要である。

### 10 問い合わせ及び苦情等への対応

防犯カメラ設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する問い合わせや苦情には、誠実かつ迅速な対応に努めるものとする。

### 11 業務の委託

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、第3で定める管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置・運用を徹底するものとする。

### 12 保守点検

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うこととする。

### 第3 防犯カメラ管理・運用規程の策定

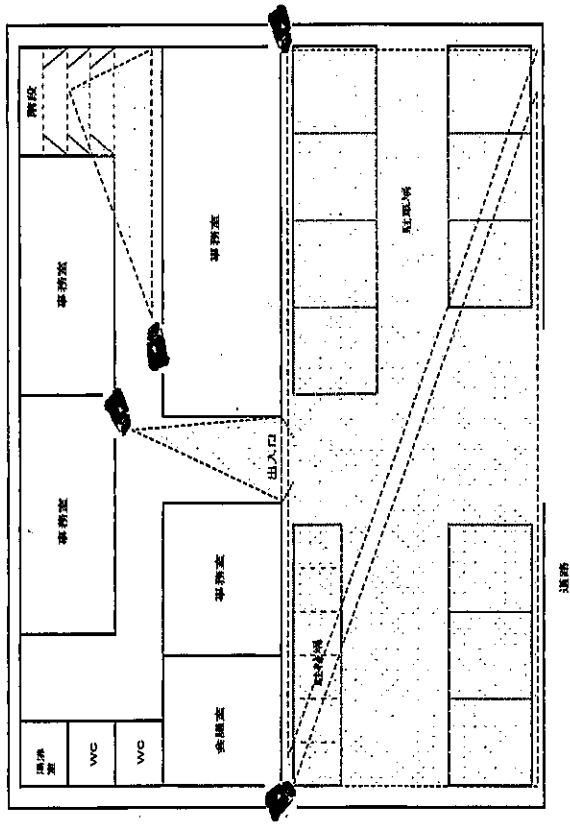
防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている場合は、管理・運用を適切に行うため、この指針や管理・運用規程の参考例をもとに、利用目的や利用形態に合わせて「防犯カメラ管理・運用規程」を定めるよう、努める



<p>保管期間は、●カ月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保管期間を延長することができる。</p>	<p>保管期間は、●カ月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保管期間を延長することができる。</p> <p>4) 画像の消去 保管期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。記録媒体に記録された画像を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。</p> <p>6 画像の利用及び提供の制限 画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。 また、次の場合を除き第三者へ閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）をしないものとする。</p> <p>(1) 法令に基づく場合 (2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合 (3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合 行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。 ※防犯目的以外の設置目的があり、当該目的達成のため第三者に閲覧等する必要性がある場合はその内容を記載する。</p> <p>(4) 画像の閲覧等を行うときは、閲覧等日時、画像閲覧等先、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を別紙様式に記録するものとする。（別紙様式（参考例）参照）</p> <p>7 保守点検 防犯カメラの機能維持のため、●カ月ごとに保守点検を行うものとする。</p> <p>8 秘密の保持 (1) 管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。 (2) 管理責任者等は、6により画像を閲覧等した第三者に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。</p> <p>9 個人情報保護法等の遵守 画像は、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うものとする。</p> <p>10 問い合わせ・苦情等の処理 管理責任者又はその指定を受けた苦情処理担当者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。</p>
---	--

<p>保管期間は、●カ月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保管期間を延長することができる。</p>	<p>保管期間は、●カ月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保管期間を延長することができる。</p> <p>4) 画像の消去 保管期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。記録媒体に記録された画像を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。</p> <p>6 画像の利用及び提供の制限 画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。 また、次の場合を除き第三者へ閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）をしないものとする。</p> <p>(1) 法令に基づく場合 (2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合 (3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合 行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。 ※防犯目的以外の設置目的があり、当該目的達成のため第三者に閲覧等する必要性がある場合はその内容を記載する。</p> <p>(4) 画像の閲覧等を行うときは、閲覧等日時、画像閲覧等先、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を別紙様式に記録するものとする。（別紙様式（参考例）参照）</p> <p>7 保守点検 防犯カメラの機能維持のため、●カ月ごとに保守点検を行うものとする。</p> <p>8 秘密の保持 (1) 管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。 (2) 管理責任者等は、6により画像を閲覧等した第三者に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。</p> <p>9 個人情報保護法等の遵守 画像は、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うものとする。</p> <p>10 問い合わせ・苦情等の処理 管理責任者又はその指定を受けた苦情処理担当者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。</p>
---	--

別紙配置図



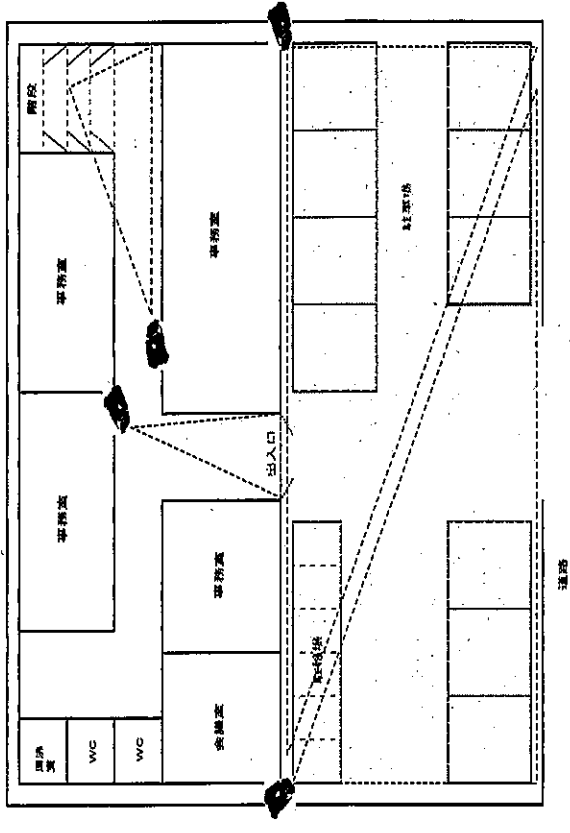
別紙様式 (参考例)

画像閲覧等記録書

閲覧等日時	年 月 日 ( ) 時 分
画像閲覧等の相手方 (所属) 職・氏名	
連絡先	
閲覧等理由	
画像内容	
撮影範囲	
録画期間	年 月 日 ( ) 時 分 秒 から 年 月 日 ( ) 時 分 秒 まで
閲覧等方法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 画像データの提供 (提供方法) <input type="checkbox"/> 記録媒体 (媒体: ) <input type="checkbox"/> ネットワーク利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他	

閲覧等取扱者氏名

別紙配置図



別紙様式 (参考例)

画像閲覧等記録書

閲覧等日時	年 月 日 ( ) 時 分
画像閲覧等の相手方 (所属) 職・氏名	
連絡先	
閲覧等理由	
画像内容	
撮影範囲	
録画期間	年 月 日 ( ) 時 分 秒 から 年 月 日 ( ) 時 分 秒 まで
閲覧等方法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 画像データの提供 (提供方法) <input type="checkbox"/> 記録媒体 (媒体: ) <input type="checkbox"/> ネットワーク利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他	

閲覧等取扱者氏名

# 防犯カメラの設置及び運用に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、犯罪が防止され、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号。以下「条例」という。）第22条第2項の規定に基づき、同条第1項に定める防犯カメラ設置者等及びその他設置に関わる者に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ることで、犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) 人には、自分の容貌、姿態をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮が必要である。  
また、画像は、特定の個人を識別できる場合（他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる場合を含む。）には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）（以下「個人情報保護法等」という。）に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき取り扱うことが必要である。
- (2) この指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシーの保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの規制を課すものではない。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- (4) この指針の対象となるのは、今後、設置しようとする時だけでなく、既に設置済みの場合も含め、この指針に沿って、プライバシーなどに十分配慮しながら、防犯カメラの適正な設置・運用に努めるものとする。

### 3 対象となる防犯カメラ

設置主体にかかわらず、次のすべての要件を満たすカメラとする。

- (1) 設置目的  
「犯罪の防止」を目的とするカメラ  
※利用者の安全確認や施設管理用など複数の設置目的をもつカメラであっても、設置目的に「犯罪の防止」が含まれるカメラは、この指針の対象とする。
- (2) 設置場所  
不特定多数の者が出入りする場所などに設置されたカメラ  
(例示)  
ア 公園、広場、道路、駐車場、駐輪場  
イ 商店街、繁華街  
ウ 空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場  
エ 列車、バス、タクシー、旅客船等公共交通機関の車（船）内  
オ 官公庁、金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設  
カ 劇場・映画館、スポーツ・レジャー施設  
キ ホテル・旅館  
ク 共同住宅の共用部分等不特定多数の人が出入り可能な場所  
ケ 病院 など
- (3) 装置  
画像を記録媒体に保存する機能を備えたカメラ

※画像を記録媒体に保存する機能を備えていないカメラは、画像の漏えいや目的外の利用の恐れがないことから、この指針の対象にはならないが、不特定多数の者を撮影している場合は、プライバシーの保護に配慮してこの指針に準じた運用を行うよう努めるものとする。

## 第2 防犯カメラの設置及び運用に関する事項

### 1 防犯カメラ設置者等

防犯カメラ設置者等には、事業者、個人及び防犯団体等を含むものとする。

### 2 設置目的の明確化

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととする。

### 3 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲

防犯カメラ設置者等は、不必要な撮影を防ぐため、設置場所、撮影方向及び方法、設置台数を定め、撮影範囲を必要最小限にすることとして、住宅内部などの私的空間を撮影しないものとする。

※画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこでも防犯カメラを設置してよいというものではない。

### 4 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラ設置者等は建物や施設の出入り口など設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラ設置者等の名称や防犯カメラを設置していることを表示することとする。ただし、施設内等で防犯カメラ設置者等が明らかな場合は、防犯カメラ設置者等の名称等を省略することができるものとする。

※防犯カメラ設置の表示は、犯罪の防止効果を高めるとともに、プライバシーの保護に不安を感じる方、防犯カメラに写りたくない方に配慮するため行うものである。表示は個々のカメラ毎に設置表示を求めているものではない。

### 5 管理責任者及び操作取扱者の指定

- (1) 防犯カメラ設置者等は、適切な画像の取扱い、情報漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定することとする。
- (2) 管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、機器の操作等を行わせることとし、指定された操作取扱者以外の操作を行わせないこととする。

### 6 防犯カメラ設置・管理責任者等の責務

防犯カメラ設置者等、管理責任者及び操作取扱者（以下「防犯カメラ設置・管理責任者等」という。）には、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次のような責務がある。

- (1) 画像を適正に保存し、管理すること。
- (2) 知り得た情報を漏えいし、又は不当な使用をしないこと。（防犯カメラ設置・管理責任者等でなくなった後においても同様。）
- (3) 防犯カメラ設置・管理責任者等以外の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。
- (4) その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

### 7 画像の適正な管理

防犯カメラ設置・管理責任者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとする。

※記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像のコピーや持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要となっている。

- (1) 画像の不必要な複写や加工を行わないこと。

- (2) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立入禁止や施錠など施設の状況に応じて情報漏えい防止措置を講じること。
- (3) 画像が記録された記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置を講じること。
- (4) 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。  
※プライバシーの保護や安全管理のため、画像の保管はできるだけ短期間とし、原則として「1カ月以内」とする。
- (5) 保管期間が終了した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、記録された記録媒体を廃棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にすること。
- (6) パソコンで画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策等の措置を十分に講じること。
- (7) 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど、外部へ情報が漏えいすることのないよう防止措置を講じること。

## 8 画像の利用及び閲覧等の制限

防犯カメラ設置・管理責任者等は、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）を行わないこととする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合
- (3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合  
行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。

※画像を閲覧等する場合は、閲覧等の必要性を十分に検討する必要がある、その際、閲覧等の相手方から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行うこととする。また、画像を閲覧等したときは、閲覧等日時、閲覧等の相手方、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を記録しておくこととする。

## 9 秘密の保持

- (1) 防犯カメラ設置・管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。
- (2) 防犯カメラ設置・管理責任者等は、7により画像を閲覧等した相手方に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。

## 10 個人情報保護法等の遵守

画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報保護法等に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき、適正に取り扱うことが必要である。

## 11 問い合わせ及び苦情等への対応

防犯カメラ設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する問い合わせや苦情には、誠実かつ迅速な対応に努めるものとする。

## 12 業務の委託

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、第3で定める管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置・運用を徹底するものとする。

## 13 保守点検

防犯カメラ設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うこととする。

#### 14 セキュリティ対策等に関する説明

防犯カメラを販売又は設置工事を行う者は、防犯カメラ設置者等に対し次の事項に関する説明を行うなど、セキュリティ対策等について協力するものとする。

- (1) パソコンで画像を取り扱う場合、パソコンのコンピューターウイルス対策等の措置
- (2) 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなどの外部への情報漏えい防止対策等の措置
- (3) その他画像の適正な取扱いに関する措置

#### 第3 防犯カメラ管理・運用規程の策定

防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている場合は、管理・運用を適切に行うため、この指針や管理・運用規程の参考例をもとに、利用目的や利用形態に合わせて「防犯カメラ管理・運用規程」を定めるよう、努めるものとする。

また、規程の内容は、防犯カメラを取り扱う者全員に徹底させることが必要である。

##### 【防犯カメラ管理・運用規程（参考例）】

###### 1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、●●●施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置・運用を図るものとする。

###### 2 設置目的

防犯カメラは●●●施設における犯罪の防止及び事故防止のために設置するものとする。

又は

●●●施設に次の目的のため、防犯カメラを設置する。

- ア 犯罪の未然防止及び事故防止
- イ 来店者の動線分析
- ウ 来店者数、混雑度等の情報分析

(その他設置目的があれば列挙)

※個人のプライバシーに配慮した適正な防犯カメラの設置・運用には、まず、カメラの設置目的をきちんと定めることが大切である。

###### 3 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

(2) 管理責任者は●●●●とする。

(3) 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

(4) 操作取扱者は、●●●●(※)とし、管理責任者の指導、監督を受けるものとする。

※又は、「管理責任者が指定した者」とする。

(5) 管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）の責務は次のとおりとする。

ア 画像を適正に保存し、管理すること。

イ 知り得た情報を漏えいし、又は不当な使用をしないこと。(管理責任者等でなくなった後においても同様。)

ウ 管理・運用に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。

エ その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。



#### 4 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数  
別紙配置図のとおり、●●●施設に●台の防犯カメラを設置する。  
※配置図には、カメラの設置場所、撮影方向を表示する。(別紙配置図参照)
- (2) 設置の表示  
防犯カメラの撮影区域内の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。  
表示板には設置者名を記載するものとする。  
※施設内等で防犯カメラの設置者が明らかな場合は、設置者の名称等を省略することができる。
- (3) モニター装置及びカメラの操作装置等の設置場所は●●室とし、原則として、管理責任者等及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。
- (4) 設置場所や撮影範囲が適切かなど、適宜見直しをするものとする。

#### 5 画像の保管

- (1) 保管場所  
録画装置の保管場所は、●●室とし、記録媒体は保管庫に施錠して保管する。  
原則として画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。
- (2) 立入制限  
保管場所には、管理責任者等及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。
- (3) 保管期間  
保管期間は、●カ月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保管期間を延長することができる。
- (4) 画像の消去  
保管期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。記録媒体に記録された画像を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

#### 6 画像の利用及び提供の制限

画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。  
また、次の場合を除き第三者へ閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）をしないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合
- (3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合  
行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。  
※防犯目的以外の設置目的があり、当該目的達成のため第三者に閲覧等する必要性がある場合はその内容を記載する。
- (4) 画像の閲覧等を行うときは、閲覧等日時、画像閲覧等先、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を別紙様式に記録するものとする。(別紙様式(参考例)参照)

#### 7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、●カ月ごとに保守点検を行うものとする。

#### 8 秘密の保持

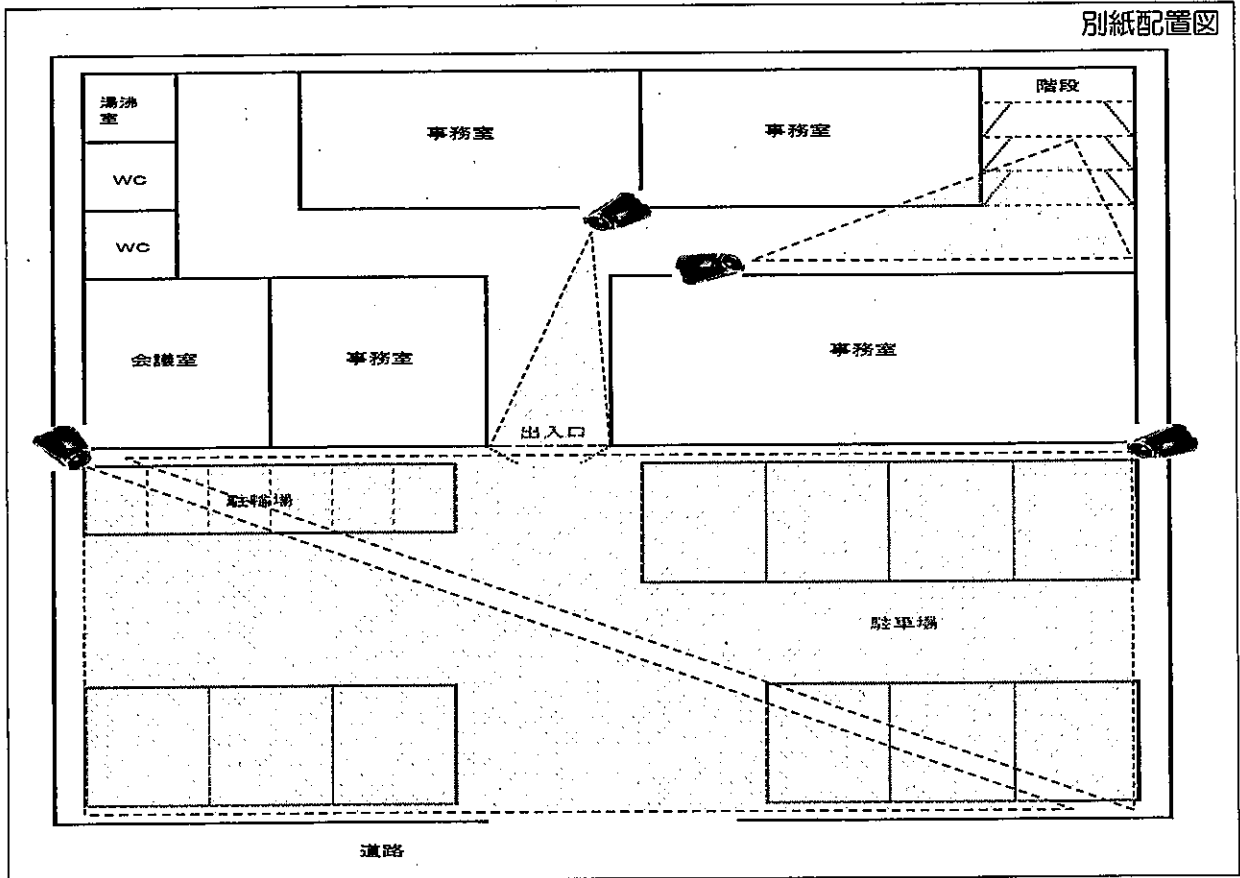
- (1) 管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。
- (2) 管理責任者等は、6により画像を閲覧等した第三者に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。

9 個人情報保護法等の遵守

画像は、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うものとする。

10 問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者又はその指定を受けた苦情処理担当者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。



別紙様式 (参考例)

画像閲覧等記録書

閲覧等日時	年 月 日 ( ) 時 分
画像閲覧等先	閲覧等の相手方 (所属)
	職・氏名
	連絡先
閲覧等理由	
画像内容	
撮影範囲	
録画期間	年月日( ) 時 分 秒 から 年月日( ) 時 分 秒 まで
閲覧等方法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 画像データの提供 (提供方法) <input type="checkbox"/> 記録媒体 (媒体: ) <input type="checkbox"/> ネットワーク利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他	

閲覧等取扱者氏名

## 特殊詐欺被害ゼロ作戦の実施状況について

平成28年11月28日  
消費生活センター

高齢者を中心とした特殊詐欺による被害は本県でも後を絶たず、県民の安全・安心な生活を脅かす深刻な課題となっている。

喫緊の対策が求められている被害撲滅に向けた取組について、その実施状況を報告する。

平成28年（10月末現在）：被害件数 20 件、被害額 5,623 万円

平成27年（年間）：被害件数 36 件、被害額 7,150 万円

### 特殊詐欺被害を防ぐ地域モデル検証事業

#### <事業の概要>

地域ぐるみで被害防止策に取り組むモデル地区を設定するとともにその取組の検証・普及を通じて、被害防止モデルの構築・発信を行う。

#### 【米子市車尾地区の取組】—市街地モデル—

- 外部講師を迎えた「地域の見守り」についてのワークショップ実施（7月・10月）
- 特殊詐欺被害防止のための留守番電話作戦
- ATM見守り巡廻（毎月15日前後に実施）
- 車尾郵便局における地域住民による特殊詐欺防止模擬訓練の実施

日時・場所	11月15日（火） 米子市車尾郵便局
参加者	地域住民、郵便局、警察、消費生活センター



不審な行動の高齢者



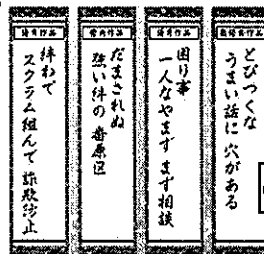
郵便局長から警察に通報



警察官による聞き取り

#### 【伯耆町番原区の取組】—中山間地域モデル—

- 特殊詐欺被害防止のための通話録音装置設置
- 川柳の募集（優秀作品で「のぼり旗」を作成）
- 特殊詐欺被害防止のための寸劇（12月6日）
- 特殊詐欺撲滅大型看板看板設置（12月～）
- 地区内パトロールの実施（12月～）

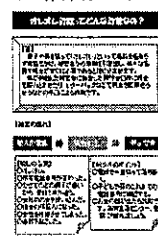


のぼり旗

#### 「特殊詐欺被害防止テキスト」を活用した高齢者の見守り

高齢者等がタクシー等を利用される際に、タクシードライバーが、乗客との会話やその様子から不審な行動にいち早く気づき、特殊詐欺被害の未然防止に協力していただくため、県消費生活センターで作成した「特殊詐欺被害防止テキスト」をハイヤータクシー協会に配布し、活用いただくこととした。

日時	11月17日（木）午後3時
場所	つばめタクシー(株) 米子市西福原5丁目8番12号
相手先	(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会 会長 船越克之
配布先	県内ハイヤータクシー協会加入の26社(729台)
テキスト	900部(A5版 26ページ)



※タクシーで銀行等に移動する際の、車内での会話や動作などは、ドライバーが乗客に「詐欺」の可能性を助言することができるポイントの一つ。

## 鳥取県消費生活相談業務委託に係る指定基準について

平成28年11月28日  
消費生活センター

次期（H29～H33）鳥取県消費生活相談業務の委託にあたっては、指定手続の透明性及び競争性を確保する観点から競争入札を実施することとしている。この度、指定基準を定めることとしたのでその内容を報告する。

平成24年度から平成28年度までの5年間における県内の消費生活相談業務について、市町村と連携して「NPO法人コンシューマーズサポート鳥取」と随意契約しており、平成28年度末で契約が終了する。  
平成28年4月1日に鳥取県消費生活センター条例を改正し、「消費生活相談及び付帯する事務を知事が指定する法人その他の団体（以下「指定受託者」という。）に委託する。」と規定した。

### 1 指定基準（案）

#### (1) 所在地

- 対象事業者は、鳥取県内に本店・本所又は営業所・支所を有し、消費者問題に取り組む法人その他の団体であること。

#### (2) 人材配置要件

- 東部、中部、西部の各相談室の開設日に専門の相談員を配置できること。（開設日、開設時間及び相談員の配置については生活環境部長が定める）
- 県と県内市町村との消費生活相談は緊密な連携をとることが必要なことから、県内市町村からの相談業務委託があった場合には、委託相当分について対応できる相談員体制をとれること。
- 委託を受ける事務に係る統轄管理する者を置かなければならないこと。

#### (3) 人材資格要件

- 専門の相談員は消費生活相談員資格試験（国家資格）に合格した者、又は次の資格のいずれかを有し、かつ平成28年4月1日までの直近5年間に1年以上の相談経験を有していること。
  - ①消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター付与）
  - ②消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会付与）
  - ③消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会付与）

#### (4) 実績要件

- 直近5か年において、同種同規模の契約実績があること。（都道府県、政令指定都市又は県内市町村）

#### (5) その他

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反しないこと。また、法人その他の団体に暴力団の構成員が含まれていないこと。
- 相談で知り得た個人情報等を安全に管理するための規定を定めていること。
- 専門の相談員の資質向上を図るための研修会への参加及び内部研修の実施が可能であること。

### 2 委託契約までの手順（案）

平成28年12月～1月	委託事業者の募集
平成29年2月	委託事業候補者の選定
3月	委託契約の締結
4月	委託事業者による相談業務開始

※ 11月補正予算で公募により選定した事業者に相談業務を委託する事業を提案している。  
<債務負担行為 142,321千円（5年間）>

## 鳥取県消費生活相談業務を委託する法人等についての指定基準（案）

鳥取県消費生活センター条例（昭和46年3月鳥取県条例第3号。）第4条第1項の規定に基づき、消費生活相談業務及びそれに付帯する事務を委託する法人その他の団体（以下、「指定受託者」という。）の基準を次のように定める。

### 1 組織要件

- (1) 指定受託者は、消費者問題に取り組んでおり、組織の定款を定めていること。
- (2) 指定受託者は、鳥取県内に本店・本所又は営業所・支所を有すること。
- (3) 指定受託者は、直近5か年において、都道府県、政令指定都市又は県内市町村等と同種で同規模であると認められる契約を締結し、これを誠実に履行したと認められること。
- (4) 専門の相談員の資質向上を図るための研修会への参加及び内部研修の実施が可能であること。
- (5) 指定受託者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。また、暴力団員を雇用していないこと及び暴力団及び暴力団員を経営に関与させていないこと。

### 2 人材配置要件

- (1) 指定受託者は、生活環境部長が指定する各相談室の開設日及び開設時間に、生活環境部長が指定する人数の専門の相談員を配置できること。  
なお、県と県内市町村との消費生活相談は緊密な連携をとることが必要なことから、県内市町村からの相談業務委託があった場合には、委託相当分について対応できる相談員体制をとれること。
- (2) 指定受託者は、委託業務にかかる事務を統轄管理する者を置かなければならないこと。

### 3 人材資格要件

前項に規定する専門の相談員は消費者安全法に基づく消費生活相談員資格試験に合格した者、又は次の資格のいずれかを有し、かつ平成28年4月1日までの直近5年間に1年以上の相談経験を有していること。

- ① 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター付与）
- ② 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会付与）
- ③ 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会付与）

### 4 情報の安全管理

指定受託者は、委託業務で知り得た個人情報を安全に管理するための規定を定めていること。

### 5 雑則

条例及びこの基準に定めるもののほか、なお必要な事項がある場合は、生活環境部長が別に定める。

### 附則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成 年 月 日から施行する。

別 紙

東部、中部、西部の各相談室の設置場所、相談員配置人数等について

生活環境部長が指定する各相談室の開設日、開設時間及び専門の相談員の人数は次のとおりとする。

相談室名	東部消費生活相談室	中部消費生活相談室	西部消費生活相談室
設置場所	鳥取市内	倉吉市内	米子市内
開設日	月から金（土日、祝日、年末年始を除く）	火から土（祝日とその翌日、年末年始を除く）	毎日（祝日、年末年始を除く）
開設時間	8:30～17:00	9:00～17:30	8:30～17:00
正規職員の 換算人数	常時2名	常時1名	常時2名

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成28年11月28日  
水・大気環境課

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
水・大気環境課 (中部総合事務所 生活環境局)	鳥取県原子力環境セン ター新築工事(建築)[Ⅱ 期工事]	東伯郡 湯梨浜町 南谷	有限会社酒井建設 代表取締役 酒井 祐一	190,944,000円 (予定価格) 200,693,160円	平成28年10月22日 ～ 平成29年9月29日	平成28年10月21日	制限付 一般競争入札

